

株 主 各 位

東京都港区高輪三丁目11番3号

イハラサイエンス株式会社

代表取締役社長 長 尾 雅 司

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）の午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月19日（金曜日）午後4時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区高輪三丁目11番3号
イハラ高輪ビル3階会議室 |

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.ihara-sc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、全体として緩やかな回復基調が続きました。中国は成長が以前より減速したものの、輸出が持ち直し、個人消費も比較的堅調に推移しました。また、米国では雇用環境の改善などを背景に個人消費が堅調に推移し、景気は回復傾向をたどりました。欧州経済においてはまだ弱さが残るものの、主要国ドイツにおいて持ち直しの動きが見られました。

一方、国内経済は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がありましたが、年度後半には企業収益に改善の動きがみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。

このような経済環境のもと、当社グループにおいては、お客様の信頼と期待を獲得するため、社員一人一人が自分の責任を果たし、品質、スピード、実行にこだわり、グローバルな競争の中で、さまざまなお客様の問題を解決し、お客様からありがとうと感謝される体制作りに取り組んでまいりました。

販売面では、当社グループの主な市場である工作機械、産業機械、建設機械市場におきましては、国内需要が堅調に推移し、前年同期の売上高を上回る結果となりました。また、半導体・液晶製造装置関連市場におきましても、下期から設備投資の拡大に伴い、当社グループへの引き合い・受注量が順調に回復したため、売上高が伸び、前年同期の売上高を上回りました。

その結果、当連結会計年度の売上高は111億53百万円（前年同期比3.3%増）となり、営業利益は18億9百万円（同5.2%増）、経常利益は17億46百万円（同2.2%増）、当期純利益は10億22百万円（同2.4%減）となりました。

当社グループの区分別売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区 分         | 前連結会計年度 |       | 当連結会計年度 |       |
|-------------|---------|-------|---------|-------|
|             | 売 上 高   | 構 成 比 | 売 上 高   | 構 成 比 |
| 製 品         |         | %     |         | %     |
| 継 手         | 6,996   | 64.8  | 7,469   | 67.0  |
| バ ル ブ       | 1,016   | 9.4   | 1,144   | 10.2  |
| 商 品         | 395     | 3.7   | 206     | 1.9   |
| 配 管 シ ス テ ム | 2,389   | 22.1  | 2,332   | 20.9  |
| 合 計         | 10,798  | 100.0 | 11,153  | 100.0 |

| 事 業 区 分    | 第67期<br>(平成26年3月期)<br>(前連結会計年度) |       | 第68期<br>(平成27年3月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比 |       |
|------------|---------------------------------|-------|---------------------------------|-------|----------|-------|
|            | 金額                              | 構成比   | 金額                              | 構成比   | 金額       | 増減率   |
|            | 百万円                             | %     | 百万円                             | %     | 百万円      | %     |
| 静岡事業所      | 2,126                           | 18.3  | 1,915                           | 17.2  | △211     | △10.0 |
| 岐阜事業所      | 4,251                           | 35.1  | 4,414                           | 38.8  | 162      | 3.8   |
| 山形事業所      | 3,464                           | 30.4  | 3,645                           | 30.8  | 181      | 5.2   |
| I P E C事業所 | 1,220                           | 10.9  | 1,270                           | 11.4  | 49       | 4.1   |
| その他        | 570                             | 5.3   | 206                             | 1.8   | △363     | △63.7 |
| 内部売上高      | △834                            | —     | △298                            | —     | △536     | —     |
| 合 計        | 10,798                          | 100.0 | 11,153                          | 100.0 | 355      | 3.3   |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は204百万円であり、その主なものは生産力増強と品質向上のための機械及び装置の購入であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、新規の調達はありません。なお、社債償還、長期借入金返済を総額3億98百万円、配当金の支払を2億35百万円実施しております。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                    | 第 65 期<br>(23. 4～24. 3) | 第 66 期<br>(24. 4～25. 3) | 第 67 期<br>(25. 4～26. 3) | 第 68 期<br>(26. 4～27. 3) |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 売 上 高 (百万円)            | 10,249                  | 9,158                   | 10,798                  | 11,153                  |
| 経 常 利 益 (百万円)          | 1,345                   | 1,196                   | 1,709                   | 1,746                   |
| 当 期 純 利 益 (百万円)        | 699                     | 760                     | 1,047                   | 1,022                   |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 59.85                   | 65.09                   | 89.62                   | 86.88                   |
| 総 資 産 (百万円)            | 14,096                  | 13,687                  | 14,472                  | 15,037                  |
| 純 資 産 (百万円)            | 8,395                   | 8,964                   | 9,928                   | 10,844                  |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)   | 718.73                  | 767.38                  | 843.36                  | 921.18                  |

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------|-------|----------|---------------|
|                   | 百万円   | %        |               |
| 山 形 イ ハ ラ 株 式 会 社 | 150   | 100.0    | 継手・バルブの製造販売   |

## (4) 対処すべき課題

国内経済は雇用改善や円安の定着など、徐々に明るさを取り戻してきていると推測されますが、中国や欧州経済の下振れリスクやギリシャの経済問題、金融緩和策の長期化によるバブルリスクなど、国内外で先行きが不透明であります。

このような状況の中、当社グループの主要な市場である半導体・液晶製造装置関連市場、工作機械・産業機械関連市場におきましても楽観を許さない状況であることに変わりはなく、中国はじめ韓国や新興国における成長のスローダウンと相まって、グローバルな競争環境はより激しさを増しています。当社グループは、これまでの常識にとらわれることなく、調達から製造・検査・梱包・配送までのすべての工程を見直すことにより、少量・多品種・短納期への対応など他社との違いをより鮮明にし、お客様の多様なご期待にお応えできる体制を整えて参ります。また、これまで培ってきた独自技術に加え、大学や研究機関との連携によって開発の陣容強化を図り、新しいコンセプトの製品とサービスを提供し、「最適配管システムで世界のお客様のお役に立つ」夢を追い求め、価値創造企業として成長し、収益性を高めて参ります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、半導体製造装置や各種産業機械、車両、船舶、重化学工業プラント等広範囲にわたる生産設備や機器の市場に対して、継手やバルブを核とした配管機器、配管用アクセサリ、配管ユニット製作から、配管の設計・施工までトータル配管システムを提供しています。

配管システムには、

- 1) 機械的エネルギーを伝えるための配管システム（油圧、水圧、空圧、真空）
- 2) 熱エネルギーを伝えるための配管システム（加熱、冷却、冷凍）
- 3) 流体搬送のための配管システム（ガス、液体、高粘度流体、高腐食流体、粉体）等があります。

これらの配管システムは産業界のあらゆる分野で多岐にわたって使われています。

現在当社グループが提供している配管システムの主な分野は、次のとおりです。

|           |                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 半導体・液晶関連  | 半導体製造装置、液晶・PDP製造装置、ドライ真空ポンプ、排ガス処理装置、洗浄装置、ガス精製装置、クリーンルーム設備 |
| 工作機械関連    | NC旋盤、マシニングセンター、研削盤                                        |
| 産業機械関連    | 建設機械、鋳造装置、プレス、ダイキャストマシン、塗装設備、樹脂成形機・射出機、製鉄関連設備、製紙関連設備      |
| エネルギー関連   | 火力・原子力発電、燃料電池、CNG車・設備、LPGプラント、ガスタービン、コジェネレーション            |
| 車両・船舶用    | 新幹線用車両、地下鉄用車両、特装車両、タンカー、客船、クレーン車、ブルドーザー、タンクローリー、清掃車       |
| 化学・石油精製関連 | 精製装置、計装制御装置、スチームトレーサー、RIG                                 |
| 食品・医療関連   | 分析・計測装置、サンプリング装置、滅菌装置、充填装置、医療用ガス供給システム、オゾン発生装置            |
| 環境関連      | 焼却設備、水浄化処理装置、廃棄物収集車                                       |

(6) 主要な事業所、営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

< 当社 >

- |         |                  |       |
|---------|------------------|-------|
| (1) 本社  | 東京都港区            |       |
| (2) 営業所 | 東日本営業所           | (東京都) |
|         | 中部営業所            | (愛知県) |
|         | 関西営業所            | (大阪府) |
|         | 西日本営業所           | (岡山県) |
|         | 九州営業所            | (熊本県) |
| (3) 工場  | 静岡事業所            | (静岡県) |
|         | 岐阜事業所            | (岐阜県) |
|         | I P E C 事業所      | (岐阜県) |
| (4) 開発  | C P 開発部          | (静岡県) |
|         | 岐阜事業所開発チーム       | (岐阜県) |
|         | I P E C 事業所開発チーム | (岐阜県) |

< 子会社 >

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| 山形イハラ株式会社         | (山形県) |
| 台湾伊原科技股份有限公司      | (台湾)  |
| 蘇州伊原流体系統科技有限公司    | (中国)  |
| イハラ코리아株式会社        | (韓国)  |
| イハラサイエンスU S A株式会社 | (米国)  |

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 436 (49) 名 | 10名減 (－)    |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|------------|---------|-------------|
| 344 (35) 名 | 16名増 (3名減) | 41.5歳   | 16.0年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、上記使用人には出向者（6名）を含めておりません。前事業年度末比使用人数の増加の主な原因は、子会社合併による人員増によるものであります。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 残 額 |
|---------------------------|---------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 200百万円  |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 80百万円   |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行           | 120百万円  |
| 株 式 会 社 名 古 屋 銀 行         | 120百万円  |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 120百万円  |
| 株 式 会 社 山 形 銀 行           | 268百万円  |

## 2. 当社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 56,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,000,000株
- ③ 株主数 1,135名
- ④ 大株主

| 株 主 名                                       | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------|----------|---------|
| 株 式 会 社 高 原 興 産                             | 12,330百株 | 10.47%  |
| ビービーエイチ フォー フィデリテ<br>ィー ロープライス ストックファン<br>ド | 11,340   | 9.63    |
| イハラサイエンス取引先持株会                              | 6,263    | 5.32    |
| 有 限 会 社 ユ ニ テ ッ ク                           | 5,450    | 4.63    |
| 株 式 会 社 ア ク エ イ ト                           | 5,330    | 4.52    |
| 中 野 琢 雄                                     | 4,586    | 3.89    |
| 東 京 ソ フ ト 株 式 会 社                           | 4,510    | 3.83    |
| ミ ラ イ ア ル 株 式 会 社                           | 3,800    | 3.22    |
| 株 式 会 社 キ ッ ツ                               | 2,590    | 2.20    |
| ノムラピービーノミニーズ ティーケ<br>ー ワ ン リ ミ テ ッ ド        | 2,570    | 2.18    |

(注) 当社は、自己株式を2,227,635株保有しておりますが、上記大株主からは除外しており  
ます。

持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況        |
|---------|---------|---------------------|
| 代表取締役会長 | 中 野 琢 雄 |                     |
| 代表取締役社長 | 長 尾 雅 司 |                     |
| 取 締 役   | 長 岡 敏   | 執行役員 G P事業部長        |
| 取 締 役   | 日 置 勝 之 | 執行役員 C P事業部長兼静岡事業所長 |
| 取 締 役   | 岩 本 純 彦 | 執行役員 国内営業部長         |
| 取 締 役   | 今久保 寿 博 | 執行役員 I P E C事業部長    |
| 監査役（常勤） | 角 田 逸 郎 |                     |
| 監 査 役   | 坪 井 忠   |                     |
| 監 査 役   | 河 合 三 彦 | 河合三彦公認会計士・税理士事務所代表  |

- (注) 1. 監査役 角田逸郎氏ならびに河合三彦氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 河合三彦氏は公認会計士、税理士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は監査役 角田逸郎氏ならびに河合三彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。当社では、人格・見識に優れるとともに、出身分野における豊富な経験・実績を有し、当社経営に対して独立した立場から適確に助言と監督をなし得る人物の人選に努めてまいりましたが、そのような人物を得るには至っておりません。社外取締役の有用性については当社も承知しております。
- なお、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役として社外取締役を選任する予定であります。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員  | 支 給 額      |
|--------------------|----------|------------|
| 取 締 役              | 6名       | 162百万円     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5<br>(4) | 23<br>(16) |
| 合 計                | 11       | 186        |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月20日開催の第59回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月20日開催の第59回定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。  
社内規定による役員退職慰労引当金繰入額等

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

監査役 河合三彦氏は公認会計士、税理士として個人事務所を有しております。当社と同事務所は特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名           | 活 動 状 況                                                               |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 角 田 逸 郎 | 平成26年6月20日就任以降、取締役会に11回中11回、監査役会に9回中9回出席し、異業種分野での豊富な経験から発言を行っております。   |
| 監 査 役 坪 井 忠   | 平成26年6月20日就任以降、取締役会に11回中11回、監査役会に9回中9回出席し、経営者としての経験豊富な見地から発言を行っております。 |
| 監 査 役 河 合 三 彦 | 取締役会に15回中15回、監査役会に12回中12回出席し、公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。          |

(3) 会計監査人の状況

① 名称

東陽監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 25百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 一百万円  |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると、監査役全員が認めた場合、監査役会は全員一致の決議により当該会計監査人を解任するものとします。

また、当社の会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、その解任または不再任を株主総会の目的とするよう、取締役会は監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、必要な決定を行うものとします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には、事業年度中における方針を記載しております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 内部統制基本方針

「イハラの理念」を経営の根幹とし、別に定める「私たちの仕事・方針」を行動規範とする。これを「I Sの栞」に掲載して当社グループの全社員に配布し、教育の機会を設けて周知徹底を図る。

#### ② 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が社会的責任を果たすためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であることを認識し、関係法令の周知徹底を図る。

#### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する管理規定を定める。

#### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失のリスクについては、全社統轄部門及び子会社を含めたそれぞれの事業部門において共通認識をし、評価（発生確率・影響度）を行い、未然防止・発生時対策を明確にする。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役または執行役員は速やかに取締役会に報告する。

#### ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員は、取締役会において決定した経営方針に基づき、自らの責任についてコミットメントする。取締役は執行役員のコミットメントの進捗状況を指導・監督するとともに、的確な経営方針を提言する。

- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、当社の取締役または執行役員が子会社における取締役会議決権の過半数を占めることを原則とする。子会社の取締役・社員は上記①に定める「イハラの理念」「私たちの仕事・方針」を始めとし、基本的なマネジメントシステムを共有して業務にあたる。当社は、子会社に対し適切な指導教育を行う。また、グループ内取引の公正性を保持するための規定・契約を明確にする。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項及び当該社員の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を遂行するために、スタッフを必要とすると判断した場合には社員を配置する。その人選・異動及び処遇に関しては、事前に監査役会の同意を得る。

- ⑧ 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び社員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役・社員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告を受けるべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。事業部門を統括する取締役または執行役員は、監査役会と協議の上、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。監査役が必要と認めた時は、当社及び子会社のいかなる職場、いかなる会議にも立ち入ることを保証する。

- ⑨ 以上の体制構築及び維持発展については、経営統轄室が管轄し、経営統轄室長を総責任者とする。

#### 4. 剰余金の配当等の決定の方針に関する方針

当社グループは、株主の皆様の利益を最も重要な課題のひとつと考え、企業体質の強化と今後の事業展開に備える内部留保の確保を考慮した上で、業績に応じた株主配当を実施していくことを基本としております。

内部留保金につきましては、不測の事態に備えるとともに、事業拡大のための製品開発及び市場開拓資金等に有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当期の配当金は1株につき22円で取締役会にて決議されました。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)               |        |
| 流 動 資 産           | 8,976  | 流 動 負 債                 | 1,791  |
| 現 金 及 び 預 金       | 3,537  | 買 掛 金                   | 533    |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 3,710  | 短 期 借 入 金               | 363    |
| 商 品 及 び 製 品       | 330    | 未 払 金                   | 275    |
| 仕 掛 品             | 374    | 未 払 法 人 税 等             | 374    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 796    | 役 員 賞 与 引 当 金           | 27     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 73     | そ の 他                   | 216    |
| そ の 他             | 152    | 固 定 負 債                 | 2,402  |
| 固 定 資 産           | 6,061  | 長 期 借 入 金               | 545    |
| 有 形 固 定 資 産       | 3,493  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 1,449  |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 1,434  | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 194    |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 490    | 資 産 除 去 債 務             | 54     |
| 土 地               | 1,420  | 預 り 保 証 金               | 157    |
| 建 設 仮 勘 定         | 104    | 負 債 合 計                 | 4,193  |
| そ の 他             | 42     | (純 資 産 の 部)             |        |
| 無 形 固 定 資 産       | 104    | 株 主 資 本                 | 10,679 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 2,463  | 資 本 金                   | 1,564  |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,914  | 資 本 剰 余 金               | 618    |
| 長 期 貸 付 金         | 1      | 利 益 剰 余 金               | 10,171 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 28     | 自 己 株 式                 | △1,674 |
| 生 命 保 険 積 立 金     | 69     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 164    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 408    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 95     |
| そ の 他             | 41     | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 69     |
| 貸 倒 引 当 金         | △0     | 純 資 産 合 計               | 10,844 |
| 資 産 合 計           | 15,037 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 15,037 |

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額 |        |
|----------------|-----|--------|
| 売上高            |     | 11,153 |
| 売上原価           |     | 7,634  |
| 売上総利益          |     | 3,518  |
| 販売費及び一般管理費     |     | 1,708  |
| 営業利益           |     | 1,809  |
| (営業外収益)        |     |        |
| 受取利息及び配当金      | 18  |        |
| 為替差益           | 44  |        |
| 雑収入            | 18  | 82     |
| (営業外費用)        |     |        |
| 支払利息           | 10  |        |
| 売上債権売却損        | 4   |        |
| 複合金融商品評価損      | 26  |        |
| 持分法による投資損失     | 93  |        |
| 雑損失            | 11  | 145    |
| 経常利益           |     | 1,746  |
| (特別損失)         |     |        |
| 減損損失           | 27  | 27     |
| 税金等調整前当期純利益    |     | 1,718  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 651 |        |
| 法人税等調整額        | 44  | 695    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |     | 1,022  |
| 当期純利益          |     | 1,022  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成26年4月1日 残高                  | 1,564   | 618   | 9,384  | △1,674  | 9,892  |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |       | △235   |         | △235   |
| 当 期 純 利 益                     |         |       | 1,022  |         | 1,022  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |       |        | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —     | 787    | △0      | 787    |
| 平成27年3月31日 残高                 | 1,564   | 618   | 10,171 | △1,674  | 10,679 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                    |                       | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|----------------------------|--------------------|-----------------------|-----------|
|                               | そ の 他 有 価 証<br>券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括利益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 平成26年4月1日 残高                  | 5                          | 30                 | 36                    | 9,928     |
| 連結会計年度中の変動額                   |                            |                    |                       |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                            |                    |                       | △235      |
| 当 期 純 利 益                     |                            |                    |                       | 1,022     |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                            |                    |                       | △0        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 89                         | 39                 | 128                   | 128       |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 89                         | 39                 | 128                   | 916       |
| 平成27年3月31日 残高                 | 95                         | 69                 | 164                   | 10,844    |

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 連結子会社の名称 山形イハラ株式会社

##### ② 連結範囲の変更

連結子会社であったイハラパイピングサービス株式会社は、当連結会計年度期首での当社による吸収合併により、連結子会社ではなくなりました。

##### ③ 非連結子会社の名称等

- ・ 非連結子会社の名称 台湾伊原科技股份有限公司  
蘇州伊原流体系統科技有限公司  
イハラコリア株式会社  
イハラサイエンスU S A株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社の数及び名称

- ・ 持分法適用非連結子会社の数 4 社
- ・ 持分法適用非連結子会社の名称 台湾伊原科技股份有限公司  
蘇州伊原流体系統科技有限公司  
イハラコリア株式会社  
イハラサイエンスU S A株式会社

##### ② 持分法適用非連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なるため、持分法適用非連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

- その他有価証券
- ・ 時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ただし、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額は損益に計上しております。
- 移動平均法による原価法
- ・時価のないもの
  - ロ. たな卸資産
    - ・商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品
- 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
 

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 10～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～14年  |
  - ロ. 無形固定資産
    - ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

    - ・その他の無形固定資産

定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
 

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ロ. 役員賞与引当金
 

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
  - ハ. 役員退職慰労引当金
 

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る負債の計上基準
- 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。
- ⑤ 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### (4) 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異

については、32.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は46百万円減少し、法人税等調整額が51百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円、それぞれ増加しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

6,563百万円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 14,000千株      | 一千株          | 一千株          | 14,000千株     |

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成26年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 235百万円
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 平成26年3月31日
- ・ 効力発生日 平成26年6月23日

#### ② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成27年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 258百万円
- ・ 1株当たり配当額 22円
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月22日

## 4. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融商品によっております。資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に設備投資資金（長期）であり、長期プライムレートを下回る取引を実施して、支払利息の低減を図っております。

デリバティブ取引は余剰資金運用目的の範囲内で、特性を評価し安全性が高いと判断された複合金融商品のみを選択しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(※) | 時価 (※) | 差額 |
|---------------|-------------------|--------|----|
| (1) 現金及び預金    | 3,537             | 3,537  | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 3,710             | 3,710  | —  |
| (3) 投資有価証券    |                   |        |    |
| その他有価証券       | 1,703             | 1,703  | —  |
| (4) 買掛金       | (533)             | (533)  | —  |
| (5) 短期借入金     | (363)             | (363)  | —  |
| (6) 未払金       | (275)             | (275)  | —  |
| (7) 未払法人税等    | (374)             | (374)  | —  |
| (8) 長期借入金     | (545)             | (540)  | 5  |
| (9) デリバティブ取引  | —                 | —      | —  |

(※) 負債に計上されているものについては( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

組込デリバティブ取引については、時価の測定を合理的に区分できないため、当該複合商品全体を「(3) 投資有価証券 その他有価証券」に含めて記載しております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額2百万円)及び関係会社株式及び出資金(連結貸借対照表計上額209百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められたため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 5. 賃貸不動産に関する注記

当社は、平成24年2月に東京都港区に本社ビル（土地を含む）を取得しており、一部フロアを賃貸しているため、賃貸不動産として使用される部分を含む不動産としております。

賃貸不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

|                        | 連結貸借対照表計上額（百万円） |            |            | 当連結会計年度末の時価（百万円） |
|------------------------|-----------------|------------|------------|------------------|
|                        | 当連結会計年度期首残高     | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |                  |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 1,226           | △3         | 1,223      | 1,252            |

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、取得時と当連結会計年度末の公示価格に大きな変動がないため、取得価額をもって時価としております。

また、賃貸不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成27年3月期における損益は、次のとおりであります。

|                        | 賃貸収益（百万円） | 賃貸費用（百万円） | 差額（百万円） |
|------------------------|-----------|-----------|---------|
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 54        | 17        | 36      |

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 921円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 86円88銭  |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)               |        |
| 流 動 資 産           | 8,395  | 流 動 負 債                 | 1,694  |
| 現 金 及 び 預 金       | 3,398  | 買 掛 金                   | 608    |
| 受 取 手 形           | 1,165  | 短 期 借 入 金               | 320    |
| 売 掛 金             | 2,545  | 未 払 金                   | 192    |
| 未 収 入 金           | 45     | 未 払 法 人 税 等             | 366    |
| 商 品 及 び 製 品       | 217    | 未 払 消 費 税 等             | 128    |
| 仕 掛 品             | 252    | 未 払 費 用                 | 0      |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 584    | 前 受 金                   | 6      |
| 前 渡 金             | 15     | 預 り 金                   | 43     |
| 前 払 費 用           | 21     | 役 員 賞 与 引 当 金           | 27     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 52     | 固 定 負 債                 | 1,903  |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 83     | 長 期 借 入 金               | 320    |
| そ の 他             | 14     | 預 り 保 証 金               | 157    |
| 固 定 資 産           | 5,676  | 退 職 給 付 引 当 金           | 1,175  |
| 有 形 固 定 資 産       | 2,873  | 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金       | 194    |
| 建 物               | 910    | 資 産 除 去 債 務             | 54     |
| 構 築 物             | 49     | 負 債 合 計                 | 3,597  |
| 機 械 及 び 装 置       | 389    | (純 資 産 の 部)             |        |
| 車 両 運 搬 具         | 0      | 株 主 資 本                 | 10,379 |
| 工 具 器 具 備 品       | 33     | 資 本 金                   | 1,564  |
| 土 地               | 1,419  | 資 本 剰 余 金               | 618    |
| 建 設 仮 勘 定         | 70     | 資 本 準 備 金               | 618    |
| 無 形 固 定 資 産       | 103    | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 0      |
| 借 地 権             | 57     | 利 益 剰 余 金               | 9,871  |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 23     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 9,871  |
| そ の 他             | 21     | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 63     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 2,699  | 特 別 償 却 準 備 金           | 11     |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,705  | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 9,796  |
| 関 係 会 社 株 式       | 219    | 自 己 株 式                 | △1,674 |
| 関 係 会 社 出 資 金     | 160    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 95     |
| 長 期 貸 付 金         | 1      | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 95     |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 188    | 純 資 産 合 計               | 10,474 |
| 差 入 保 証 金         | 29     | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 14,072 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 317    |                         |        |
| そ の 他             | 78     |                         |        |
| 貸 倒 引 当 金         | △0     |                         |        |
| 資 産 合 計           | 14,072 |                         |        |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 11,155 |
| 売 上 原 価                 |     | 7,945  |
| 売 上 総 利 益               |     | 3,209  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 1,579  |
| 営 業 利 益                 |     | 1,630  |
| ( 営 業 外 収 益 )           |     | 134    |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 22  |        |
| 固 定 資 産 賃 貸 料           | 39  |        |
| 為 替 差 益                 | 49  |        |
| 雑 収 入                   | 23  | 63     |
| ( 営 業 外 費 用 )           |     |        |
| 支 払 利 息                 | 7   |        |
| 売 上 債 権 売 却 損           | 4   |        |
| 複 合 金 融 商 品 評 価 損       | 26  |        |
| 貸 与 設 備 償 却 費           | 12  |        |
| 雑 損 失                   | 12  | 72     |
| 経 常 利 益                 |     |        |
| ( 特 別 利 益 )             |     |        |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 371 |        |
| ( 特 別 損 失 )             |     | 72     |
| 減 損 損 失                 | 27  |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 44  | 2,000  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     |        |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 616 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 32  | 648    |
| 当 期 純 利 益               |     | 1,352  |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |                   |                   |                      |                  |                  |                   |        |             |
|---------------------------------|---------|-----------|-------------------|-------------------|----------------------|------------------|------------------|-------------------|--------|-------------|
|                                 | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                   |                   | 利 益 剰 余 金            |                  |                  |                   | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |
|                                 |         | 資 備<br>金  | その他<br>資 剰<br>余 金 | 資 本<br>剰 余<br>金 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金      |                  |                  | 利 益<br>剰 余<br>金 計 |        |             |
|                                 |         |           |                   |                   | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 特 別 償 却<br>準 備 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |                   |        |             |
| 平成26年4月1日残高                     | 1,564   | 618       | 0                 | 618               | 64                   | 19               | 8,670            | 8,754             | △1,674 | 9,262       |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |                   |                   |                      |                  |                  |                   |        |             |
| 剰余金の配当                          |         |           |                   |                   |                      |                  | △235             | △235              |        | △235        |
| 固定資産圧縮積立金取崩                     |         |           |                   |                   | △0                   |                  | 0                | －                 |        | －           |
| 特別償却準備金の取崩                      |         |           |                   |                   |                      | △8               | 8                | －                 |        | －           |
| 当期純利益                           |         |           |                   |                   |                      |                  | 1,352            | 1,352             |        | 1,352       |
| 自己株式の取得                         |         |           |                   |                   |                      |                  |                  |                   | △0     | △0          |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額（純額） |         |           |                   |                   |                      |                  |                  |                   |        |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | －       | －         | －                 | －                 | △0                   | △8               | 1,125            | 1,116             | △0     | 1,116       |
| 平成27年3月31日 残高                   | 1,564   | 618       | 0                 | 618               | 63                   | 11               | 9,796            | 9,871             | △1,674 | 10,379      |

|                                 | 評価・<br>換算<br>差額等<br>その他証券<br>評価差額金 | 純資産<br>合計 |
|---------------------------------|------------------------------------|-----------|
| 平成26年4月1日残高                     | 5                                  | 9,267     |
| 事業年度中の変動額                       |                                    |           |
| 剰余金の配当                          |                                    | △235      |
| 固定資産圧縮積立金取崩                     |                                    | —         |
| 特別償却準備金の取崩                      |                                    | —         |
| 当期純利益                           |                                    | 1,352     |
| 自己株式の取得                         |                                    | △0        |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額（純額） | 90                                 | 90        |
| 事業年度中の変動額合計                     | 90                                 | 1,206     |
| 平成27年3月31日 残高                   | 95                                 | 10,474    |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ただし、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額は損益に計上しております。

移動平均法による原価法

・時価のないもの

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

料及び貯蔵品

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～47年

機械及び装置 10～14年

##### ② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。なお、当期末の支給見込額として27百万円計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。

##### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,724百万円
- (2) 保証債務  
関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。  
山形イハラ株式会社 268百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 210百万円
- ② 短期金銭債務 271百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- ① 売上高 314百万円
- ② 仕入高等 2,626百万円
- ③ 営業外以外の取引高 54百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 2,227,516株  | 119株       | 0株         | 2,227,635株 |

## 5. 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳)

繰延税金資産

|           |        |
|-----------|--------|
| 役員退職慰労引当金 | 63百万円  |
| 退職給付引当金   | 380百万円 |
| 棚卸資産評価損   | 20百万円  |
| その他       | 99百万円  |

繰延税金資産小計 563百万円

評価性引当額 △110百万円

繰延税金資産合計 452百万円

繰延税金負債

|              |        |
|--------------|--------|
| その他有価証券評価差額金 | △45百万円 |
| 固定資産圧縮積立金    | △30百万円 |
| 特別償却準備金      | △5百万円  |
| その他          | △1百万円  |

繰延税金負債合計 △82百万円

繰延税金資産（負債）の純額 369百万円

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は36百万円減少し、法人税等調整額が41百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円、それぞれ増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 属性  | 会社等の名称 | 資本金または出資金<br>(百万円) | 事業の内容または職業  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関連当事者<br>との関係          | 取引の内容                              | 取引金額<br>(百万円)           | 科目                                         | 期末残高<br>(百万円)         |
|-----|--------|--------------------|-------------|-----------------------|------------------------|------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------|-----------------------|
| 子会社 | 山形イハラ㈱ | 150                | 継手、バルブの製造販売 | 直接<br>100.0           | 当社の製造<br>製品製造<br>役員の兼任 | 仕入<br>資金の貸付<br>貸付金の回収<br>銀行借入に伴う保証 | 2,563<br>—<br>86<br>268 | 買掛金<br>関係会社<br>短期貸付金<br>関係会社<br>長期貸付金<br>— | 264<br>83<br>159<br>— |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 子会社との取引価格については、市場価格等を参考に決定しております。
- (2) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しており、山形イハラ株式会社に対する貸付金の最終返済期限は平成37年11月であります。なお、担保は受け入れておりません。
- (3) 債務保証については、山形イハラ株式会社の銀行借入債務268百万円に対して債務保証を行っております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 889円78銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 114円87銭 |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月14日

イハラサイエンス株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

|                   |           |           |   |
|-------------------|-----------|-----------|---|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公 認 会 計 士 | 吉 田 光 一 郎 | Ⓐ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公 認 会 計 士 | 鈴 木 裕 子   | Ⓐ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公 認 会 計 士 | 榎 倉 昭 夫   | Ⓐ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イハラサイエンス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イハラサイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月14日

イハラサイエンス株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

|                   |           |           |   |
|-------------------|-----------|-----------|---|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公 認 会 計 士 | 吉 田 光 一 郎 | ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公 認 会 計 士 | 鈴 木 裕 子   | ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公 認 会 計 士 | 榎 倉 昭 夫   | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イハラサイエンス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人 東陽監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告書に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5 月21日

イハラサイエンス株式会社 監査役会

監査役（常勤） 角 田 逸 郎 ㊟

監 査 役 坪 井 忠 ㊟

監 査 役 河 合 三 彦 ㊟

(注) 監査役角田逸郎、河合三彦は、会社法第2条第16項及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年6月27日法律第90号）による改正後の会社法（以下「改正会社法といいます」）により導入された「監査等委員会設置会社」に移行することが可能となりました。

社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能を強化することにより、コーポレート・ガバナンスを充実させるとともに、経営の効率化を図る目的から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

また、「改正会社法」によって、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で、責任限定契約を締結することが認められることに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲に関する定款の一部を変更するものであります。なお、本件につきましては、監査役全員の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                                                                                              | 変更案                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>① 取締役会<br>② <u>監査役</u><br>③ <u>監査役会</u><br>④ 会計監査人<br><br>第4章 取締役および取締役会 | (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>① 取締役会<br>② <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>③ 会計監査人<br><br>第4章 取締役および取締役会なら<br><u>びに監査等委員会</u> |

| 現行定款                                                        | 変更案                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| (員数)                                                        | (員数)                                                                                      |
| 第17条 当社の取締役は、12名以内とする。                                      | 第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、12名以内とする。                                            |
| (新設)                                                        | 2. 当社の <u>監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>                                                       |
| (選任および解任方法)                                                 | (選任および解任方法)                                                                               |
| 第18条 取締役は、株主総会において選任する。                                     | 第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>                                |
| 2. (条文省略)                                                   | 2. (現行どおり)                                                                                |
| 3. (条文省略)                                                   | 3. (現行どおり)                                                                                |
| (任期)                                                        | (任期)                                                                                      |
| 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | 第19条 取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。       |
| (新設)                                                        | 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>                   |
| (新設)                                                        | 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して發するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                        |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                     | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>                                                                                               |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                     | <p>(監査等委員会の招集および議長)</p> <p>第24条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、予め監査等委員会で定めた取締役が議長となる。</p> <p>2. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役会の決議の省略)<br>第 2 3 条 (条文省略)                                                                                                                                               | (取締役会の決議の省略)<br>第 2 5 条 (現行どおり)                                                                                                                                                         |
| (取締役会規則)<br>第 2 4 条 (条文省略)                                                                                                                                                   | (取締役会規則)<br>第 2 6 条 (現行どおり)                                                                                                                                                             |
| (新設)                                                                                                                                                                         | <u>(監査等委員会規則)</u><br>第 2 7 条 監査等委員会に関する事項<br>は、法令または本定款のほか、監査等<br>委員会において定める監査等委員会規<br>則による。                                                                                            |
| (報酬等)<br>第 2 5 条 取締役の報酬等は、株主総会<br>において定める。                                                                                                                                   | (報酬等)<br>第 2 8 条 取締役の報酬等は、監査等委<br>員である取締役とそれ以外の取締役を<br><u>区別して</u> 、株主総会において定める。                                                                                                        |
| ( <u>社外取締役との責任限定契約</u> )<br>第 2 6 条 当会社は、会社法第427条第1<br>項の規程により、 <u>社外取締役との間に</u><br>同法第423条第1項の行為による賠償<br>責任を限定する契約を締結することが<br>できる。ただし、当該契約に基づく賠<br>償責任の限度額は法令が規定する額と<br>する。 | (取締役との責任限定契約)<br>第 2 9 条 当会社は、会社法第427条第1<br>項の規程により、 <u>取締役（業務執行取<br/>締役等であるものを除く。）との間に</u><br>同法第423条第1項の行為による賠償<br>責任を限定する契約を締結することが<br>できる。ただし、当該契約に基づく賠<br>償責任の限度額は法令が規定する額と<br>する。 |
| 第 5 章 監査役及び監査役会                                                                                                                                                              | (削除)                                                                                                                                                                                    |
| (員数)<br>第 2 7 条 当会社の監査役は、4 名以内<br>とする。                                                                                                                                       | (削除)                                                                                                                                                                                    |

| 現行定款                                                                                                                                                      | 変更案  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                              | (削除) |
| <p><u>(任期)</u></p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>      | (削除) |
| <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                              | (削除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | (削除) |

| 現行定款                                                                          | 変更案               |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| (監査役会規則)                                                                      |                   |
| 第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。                      | (削除)              |
| (報酬等)                                                                         |                   |
| 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議において定める。                                                 | (削除)              |
| (社外監査役との責任限定契約)                                                               |                   |
| 第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 | (削除)              |
| ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。                                             |                   |
| 第6章 計 算                                                                       | 第5章 計 算           |
| 第35条～第38条 (条文省略)                                                              | 第30条～第33条 (現行どおり) |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認決議を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会の終結をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | なか の とく お<br>中 野 琢 雄<br>(昭和16年7月22日生) | 昭和44年5月 当社入社<br>昭和58年5月 当社営業部長<br>平成元年6月 当社取締役営業部長<br>平成3年5月 当社常務取締役<br>平成7年10月 当社常務取締役CTS事業部長<br>平成8年10月 当社常務取締役STS事業部長<br>平成9年6月 当社専務取締役<br>平成11年5月 当社代表取締役社長<br>平成27年1月 当社代表取締役会長（現任）                                                                                                                                                                                     | 458,600株          |
| 2          | なが お まさ じ<br>長 尾 雅 司<br>(昭和24年1月27日生) | 昭和47年4月 ㈱日立製作所入社<br>平成7年4月 ㈱日立製作所土浦工場冷熱システム設計部長<br>平成15年4月 ㈱日立インダストリーズ取締役冷熱事業部長<br>平成19年4月 日立アプライアンス㈱取締役大型冷熱本部長<br>平成19年10月 Hitachi Air Conditioning Products Europe, S. A. 社長<br>平成23年9月 当社入社<br>平成24年2月 当社執行役員市場開発室長兼海外営業部長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員開発統轄室長兼海外営業部長<br>平成25年5月 当社取締役常務執行役員開発統轄室長兼営業本部長兼海外営業部長<br>平成26年4月 当社取締役常務執行役員経営統轄室長兼開発統轄室長兼営業本部長<br>平成27年1月 当社代表取締役社長（現任） | 37,200株           |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | なが おか さとし<br>長 岡 敏<br>(昭和37年3月16日生)   | 昭和57年5月 山形伊原高压㈱入社<br>平成12年4月 当社入社<br>平成15年6月 山形伊原高压㈱取締役<br>平成19年4月 当社執行役員山形事業所長兼<br>山形イハラ㈱取締役<br>平成20年6月 当社執行役員山形事業所長兼<br>山形イハラ㈱代表取締役<br>平成22年6月 当社取締役執行役員ＣＰ事業<br>部長兼山形事業所長兼山形イ<br>ハラ㈱代表取締役社長<br>平成22年11月 当社取締役常務執行役員ＣＰ<br>事業部長兼山形事業所長兼山<br>形イハラ㈱代表取締役社長<br>平成23年1月 当社取締役常務執行役員ＣＰ<br>事業部長兼経営統轄室長兼山<br>形イハラ㈱代表取締役社長<br>平成25年1月 当社取締役執行役員ＧＰ事業<br>部長兼生産統轄室長<br>平成25年6月 当社取締役執行役員ＧＰ事業<br>部長（現任） | 63,500株           |
| 4          | ひ おき かつ ゆき<br>日 置 勝 之<br>(昭和38年4月1日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成19年4月 当社執行役員岐阜事業所長<br>平成20年6月 当社取締役執行役員ＩＴ事業<br>部長<br>平成21年4月 当社取締役執行役員ＧＰ事業<br>部長<br>平成22年3月 当社取締役執行役員ＧＰ事業<br>部長兼ＩＰＥＣ事業部長<br>平成22年10月 当社取締役執行役員ＧＰ事業<br>部長兼ＩＰＥＣ事業部長兼Ｍ<br>Ｆ事業部長<br>平成24年5月 当社取締役執行役員ＧＰ事業<br>部長兼岐阜事業所長兼ＩＰＥ<br>Ｃ事業所長<br>平成25年1月 当社取締役執行役員ＣＰ事業<br>部長兼静岡事業所長（現任）                                                                                                 | 19,100株           |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5          | いわもと すみ ひこ<br>岩 本 純 彦<br>(昭和29年12月13日生)  | 昭和52年4月 当社入社<br>平成21年1月 当社執行役員CS事業部静岡<br>事業所長<br>平成22年7月 当社執行役員市場開発室長<br>平成24年2月 当社執行役員CP事業部静岡<br>事業所長<br>平成24年5月 当社執行役員CP事業部長兼<br>静岡事業所長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員CP事業<br>部長兼静岡事業所長<br>平成25年1月 当社取締役執行役員経営統轄<br>室長兼営業統轄室長<br>平成26年6月 当社取締役執行役員営業統轄<br>室長兼国内営業部長<br>平成27年1月 当社取締役執行役員国内営業<br>部長 (現任)          | 10,000株           |
| 6          | いまく ぼ とし ひろ<br>今久保 寿 博<br>(昭和26年10月27日生) | 昭和50年4月 (株)日立製作所入社<br>平成13年4月 (株)日立インダストリイズ土浦<br>製造本部長<br>平成18年4月 (株)日立プラントテクノロジー<br>機械システム副事業部長<br>平成21年4月 (株)日立ニコトランスミッショ<br>ン常務取締役<br>平成23年10月 日立ポンプ製造(無錫)有限<br>公司 董事長<br>平成25年4月 当社入社<br>平成26年4月 当社執行役員生産統轄室長兼<br>MF事業部長<br>平成26年6月 当社取締役執行役員生産統轄<br>室長兼MF事業部長<br>平成27年1月 当社取締役執行役員IPEC<br>事業部長 (現任) | 10,000株           |

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                     | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | すみ た いてつ<br>角 田 逸 郎<br>(昭和29年8月23日生)  | 昭和53年4月 ㈱日立製作所入社<br>平成6年8月 ㈱日立製作所 電機システム事業本部経営管理部部長代理<br>平成16年4月 日立空調システム㈱大型冷熱営業本部企画部長<br>平成18年6月 日立アプライアンス㈱大型冷熱営業本部企画部長<br>平成24年4月 日立アプライアンス㈱大型冷熱本部企画部長<br>平成26年6月 当社社外監査役（現任） | 1,000株         |
| 2          | つぽ い ただし<br>坪 井 忠<br>(昭和16年12月8日生)    | 昭和41年4月 当社入社<br>平成元年6月 当社取締役生産本部長<br>平成9年6月 当社専務取締役<br>平成12年7月 当社常務取締役<br>平成16年6月 当社常勤監査役<br>平成24年6月 当社相談役<br>平成26年6月 当社監査役（現任）                                                 | 60,100株        |
| 3          | かわ い みつ ひこ<br>河 合 三 彦<br>(昭和19年7月3日生) | 昭和48年11月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）勤務<br>昭和51年2月 大山公認会計士共同事務所勤務<br>昭和59年9月 河合三彦公認会計士・税理士事務所 開設<br>平成23年6月 当社社外監査役（現任）                                                             | 12,200株        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                   | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                           | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4          | はやし ひさし<br>林 央<br>(昭和19年10月3日生) | 昭和45年4月 特殊法人理化学研究所（現国立研<br>究開発法人理化学研究所）入所<br>昭和58年1月 グルノーブル工科大学助教授<br>昭和58年9月 グルノーブル工科大学招聘教授<br>昭和62年1月 科学技術庁研究開発局総合研究<br>科専門調査官<br>平成27年3月 理化学研究所退職 | 一株             |

(注) 1. 上記の各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 上記の各監査等委員である取締役候補者は、新任取締役候補者であります。

3. 角田逸郎氏および河合三彦氏、林央氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由

角田逸郎氏につきましては、同氏は当社の特定関係事業者ではなく前職において経営企画に携わっており、当社とは異業種分野での幅広い経験を有し、外部の視点を持って社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し選任をするものであります。また、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

河合三彦氏につきましては、過去に社外取締役または社外監査役として以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士、税理士としての資格を有しており、当社の業務執行者から独立した立場にあることから社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をするものであります。また、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

林央氏につきましては直接会社経営に関与された経験はありませんが、科学技術庁研究開発局の調査官として培ってきた知識や経験を有していることから、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をするものであります。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

5. 当社は、角田逸郎氏および河合三彦氏、林央氏が選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。さらに、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、坪井忠氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)     | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                               | 所有する当社株式の数 |
|------------------|----------------------------------------------------------------|------------|
| 伊藤 哲 (昭和8年8月3日生) | 昭和39年4月 弁護士登録<br>昭和58年4月 当社顧問弁護士就任<br>平成9年9月 上野総合法律事務所開設、現在に至る | 一株         |

(注) 1. 上記の候補者は当社の顧問弁護士であります。当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 伊藤 哲氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3. 伊藤 哲氏は弁護士として法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

4. 伊藤 哲氏が社外取締役に選任された場合は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

#### **第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月20日開催の第59回定時株主総会において年額50,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50,000万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である者を除く。）は6名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会社法の一部を改正する法律（平成26年6月27日法律第90号）の施行の日に監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額7,000万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

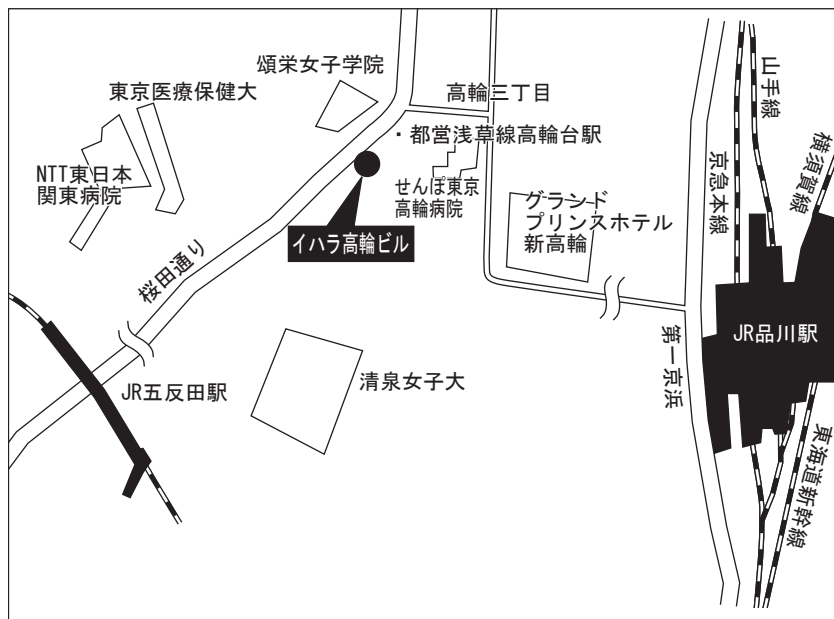
#### **第7号議案 役員賞与支給の件**

当期末時点の取締役6名及び監査役3名に対し、当期の連結業績等を勘案して、取締役賞与として総額2,448万円、監査役賞与として総額281万円を支給することといたしたく存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

以上

## 株主総会会場ご案内図



東京都港区高輪三丁目11番3号 イハラ高輪ビル会議室

- 都営浅草線 高輪台駅A1出口より徒歩約1分
- JR線 五反田駅より徒歩約12分(約800m)
- JR線 品川駅より徒歩約12分(約800m)